

新発田産食材消費拡大応援補助金・2026 要綱

～地元の食材を活用しませんか？～

1 目的

新発田産食材の魅力について、消費者に改めて知ってもらうために、食材の購入に掛かる費用の一部を補助します。

2 対象事業者

補助金の交付対象者は、新発田産食材の加工又は調理をした上で直接消費者に販売若しくは提供している市内に本社若しくは本店等がある法人又は個人事業主とします。

3 補助対象経費

令和8年2月1日（日）から令和8年11月30日（月）までの期間に以下の食材を購入した経費を補助対象とします。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 新発田牛 | (2) 北越後パイオニアポーク |
| (3) 越後もちぶた（和豚もちぶた） | (4) 米 |
| (5) 越後姫 | (6) アスパラガス |
| (7) いちじく | |

4 補助金額

補助金の額は、補助対象経費の合計額（税抜き）の2分の1とし、上限を5万円とします。

※分割して請求する場合であっても、1事業者の請求額の累計額は5万円が上限です。

※仕入れ額10万円（税抜き）分までが対象となります。

5 補助金申請方法

別紙「新発田産食材消費拡大応援補助金交付申請書兼請求書」を提出してください。申請時には以下の書類を添付してください。（申請書兼請求書の様式は市ホームページにも掲載しております。）

- (1) 補助金対象経費であることがわかる書類（以下の項目がわかる納品書、請求書、領収書などの資料）

- ・ 新発田産であること。ただし、新発田牛、北越後パイオニアポーク、越後もちぶたについては食材の名称の記載があれば産地の記載は不要です。
- ・ 食材の名称（品種指定がある場合は品種も含む）。
- ・ 購入日が令和8年2月1日～令和8年11月30日の間であること。
- ・ 仕入先への支払いが完了していること。

- (2) 振込口座が分かる書類（通帳の写し など）

- (3) 誓約書

※ 小売店が発行するレシートなどに「新発田産」「新発田牛」「北越後パイオニアポーク」「越後もちぶた」などの明記がされていない場合は、それらが明記された領収書などを発行してもらってください。

※請求するタイミングについては【裏面】をご確認ください。

6 受付期間

令和8年12月25日（金）まで

※ 消印有効、予算がなくなり次第終了となります。

受付期間終了間際に申請をいただいた場合、書類審査や補助金交付までお時間をいただきます。

7 予算終了のお知らせについて

予算が残り3割になった時点で市のホームページで周知します。ご確認をお願いいたします。

8 その他

- ・新発田産食材を使用していることを可能な範囲で周知いただくようご協力ください。
- ・不正な請求が発覚した場合は、補助金の全額を返還していただきます。

○請求するタイミングについて

【申請例1】一括で申請する

2月	新発田牛購入額	51,400円	}	合計 103,400円	10万円以上になった時点で まとめて請求 請求額：5万円
	越後もちぶた購入額	19,800円			
4月	越後姫購入額	9,600円			
	新発田産アスパラガス購入額	4,500円			
6月	新発田産米購入額	18,100円			

【申請例2】分割して申請する

分割する場合は、1カ月単位などある程度まとめた期間の請求をお願いいたします。

5月	北越後パイオニアポーク購入額	8,100円	}	小計 15,300円	5月分を請求	請求額：7,000円
	新発田産アスパラガス購入額	7,200円				
9月	新潟県産和豚もちぶた購入額	30,000円	}	小計 60,000円	9月分を請求	請求額：30,000円
	新発田牛購入額	30,000円				
10月	越後もちぶた購入額	30,000円	}	小計 40,000円	10月分を請求	請求額：13,000円
	新発田産越後姫購入額	10,000円				

請求額の累計額は 上限 5万円

※上記のように5月分を請求できた場合であっても、9月以降の請求が確保されるわけではありませんのでご注意ください。

※分割して請求する場合であっても、1事業者の請求額の累計額は5万円が上限です。

※いずれも予算がなくなり次第受付終了とさせていただきますので、
ご留意願います。

【問い合わせ先 及び 提出先】

新発田市商工振興課 〒957-0053 新発田市中央町3丁目2番22号 松縁館ビル1階

TEL：0254-28-9650 FAX：0254-26-8585 メールアドレス：shoukou@city.shibata.lg.jp